

幼保連携型認定こども園における保育教諭 の幼稚園教諭免許状の更新について

別添4-1

概要

改正認定こども園法(平成24年法律第66号)において、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「**幼保連携型認定こども園**」が創設。

この「幼保連携型認定こども園」においては、園長と**保育教諭**が必置となっており、保育教諭は**幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する**ことが原則。

※保育教諭のほか、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師(保育教諭及び助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)も同様。以下、保育教諭等という。

※幼稚園教諭免許状については、有効な状態でなければならない(**休眠状態は不可**)

※休眠状態:更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した非現職教員の所持する免許状の状態(免許状は失効していないが、教育職員になるためには更新講習修了確認を受ける必要がある状態)

【施行日】

平成27年4月1日 ※子ども・子育て支援法の施行の日

<経過措置>

○ 経過措置期間(**5年間**):**平成27年4月1日～平成32年3月31日**

○ 経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格の**どちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができる。**

○ 経過措置期間経過後は、幼稚園教諭免許状が有効な状態であり、かつ、保育士資格を有していないと、**経過措置期間中に保育教諭等となった者はその職を失う**ことになる。

幼稚園教諭免許状の扱い

幼稚園教諭免許状(旧免許状)を持っている方が保育教諭等となる場合、修了確認期限の時期により、幼稚園教諭免許状の扱いが異なることに留意。

(ケース1)すでに修了確認期限を経過して休眠状態になっている場合

⇒保育士資格を有していれば、**経過措置期間中は、その保育士資格により保育教諭等になることができる。**ただし、休眠状態を回復しないまま経過措置期間を経過してしまうと**保育教諭等としての職を失う**こととなる。(この場合、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなる。)

(ケース2)経過措置期間中に修了確認期限が到来する場合

⇒修了確認期限までに更新しなければ、**幼稚園教諭免許状は失効**する。ただし、保育士資格があれば、**経過措置期間中は、失効後でも引き続き保育教諭等になることができる。**

(ケース3)経過措置期間後に修了確認期限が到来する場合

⇒経過措置期間中は、**幼稚園教諭免許状は有効であるため、保育教諭等になることができる。**

ただし、修了確認期限までに更新しなければ、経過措置期間は終了しているため、**保育教諭等としての職は失い、さらに幼稚園教諭免許状は失効**となる。

Q1. 幼稚園教諭免許状を持っていますが、修了確認期限を経過し、現在、休眠状態となっております。その場合、経過措置期間に保育教諭等となれば、一時的に幼稚園教諭免許が有効になるということでしょうか？

A. 経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかの免許・資格で保育教諭等となれるだけであり、更新講習を受講して必要な手続をしない限り、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなります（一時的に有効になるわけではありません。）。保育教諭等となることができるのは、あくまでも保育士資格があるからということではありません。

Q2. 経過措置期間中に休眠状態の幼稚園教諭免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習の受講は経過措置期間内であれば何年かけてもよいのでしょうか？

A. 改正前と同様、休眠状態の免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習を受講し、履修認定を受けてから2年2カ月の間に更新手続を行う必要があります。

Q3. 認定こども園に勤務する者であれば、この経過措置が適用されることになるのでしょうか？

A. 認定こども園には4つのタイプ（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、そのうちの幼保連携型における保育教諭等のみに適用されます。

Q4. 幼稚園教諭免許状は持っているのですが、保育士資格はありません。保育士資格を得るためにはどうしたら良いのでしょうか？

A. 幼稚園教諭免許を有し、幼稚園等で3年以上かつ4320時間以上の実務経験を有している者であれば、保育士資格取得の特例が適用され、通常よりも少ない単位により保育士資格を取得することができます。（特例措置期間：平成32年3月31日まで）
なお、詳細については、内閣府若しくは厚生労働省に御確認ください。

Q5. 経過措置期間中に保育教諭等となった場合、修了確認期限の延長申請や更新講習受講の免除申請を行うことは可能でしょうか？

A. 延長や免除の要件にあてはまる者（修了確認期限を経過した者を除く。）であれば、申請をすることが可能です。なお、その場合、修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。